

大熊町ゼロカーボン PR イベント出展企画運営業務委託 仕様書

1. 業務の目的

大熊町が令和2年2月に発表した「大熊町2050ゼロカーボン宣言」(以下、「ゼロカーボン宣言」という。)においては、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。また、令和3年2月に策定した「大熊町ゼロカーボンビジョン」(以下、「ビジョン」という。)では、「2040年までのゼロカーボン達成」を町の目標として掲げており、現在、ビジョンに基づき、地域新電力会社である「大熊るるん電力株式会社」の設立や、「大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例」を制定する等、各種施策を実施している。

本業務は、大熊町が推進するゼロカーボン活動およびその思想を広く町内外に伝え、ゼロカーボンに対する理解と共感を醸成することに加え、積極的に町外イベントへ出店し情報発信を強化することで、交流人口の増加を促し、将来的な移住促進や企業誘致といった地域活性化に繋げることを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 委託業務名 大熊町ゼロカーボン PR イベント出展企画運営業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 業務内容

町内外のゼロカーボン関連イベントに出展し、町民及び移住候補者、ゼロカーボン関連事業者に向けて当町のゼロカーボン施策を広く周知広報する。ゼロカーボンそのものに関する理解、共感を得るとともに当町の魅力を伝えることで、移住や企業誘致の促進を図り、もって当町の復興推進及び地域活性化を目指すものとする。

<町内イベント>

- ①大熊夏まつり:令和7年9月上旬開催予定
- ②大熊ふるさと祭り:令和7年10月下旬~11月上旬開催予定
- ③おおくま学園祭:令和8年3月中旬開催予定

<県内イベント>

- ①ふたばワールド:令和7年10月11日(土)開催予定
- ②企画提案イベント:提案イベント

<県外イベント>

- ①中央区エコ祭り:令和7年6月1日(日)開催予定。当該イベントについては当町 PR のため当該業務の中で大熊産イチゴ及び日本酒の販売を検討する。
- ②企画提案イベント:提案イベント

(1) 本施策の企画立案

①脱炭素コンテンツについて

- ・出展ブースにて展示もしくは体験してもらうコンテンツを検討し提案すること
 - ・大熊町のゼロカーボン活動及びゼロカーボン自体を広く周知し、理解共感を得られる企画であること
 - ・警備、保険、会場費用は発生しない想定
- ※令和5年度は「再エネ輪投げ」、令和6年度は「ストラックアウト」を実施。いずれも再生可能エネルギーや脱炭素に関することを学びながら楽しむことを目的としている。

②県内・県外のイベント出展について

- ・出展効果が期待できる県内及び県外のイベントについて、それぞれ1か所ずつ計2か所を選定し提案すること。また、町外イベントについては大熊町 PR の要素も合わせて検討し提案すること。なお、出展費用が発生するものは当該契約金額の中で賄うこと。

③ノベルティグッズの作成について

- ・景品や参加賞として配布するノベルティグッズを提案すること。日常生活で利用でき、ゼロカーボンに関する意識付けをできるものが望ましい。なお、作成費用については当該契約金額の中で賄うこと。
- ※過去実績: バイオマスレジックリアファイル、エコバック、ソーラーLED キーホルダー、SDGsシール、ゼロカーボンピンバッジ、缶バッジ等

(2) 上記企画の実施運営

- ①上記立案の各施策の実施運営体制
- ②上記立案の各施策の実施運営計画書

4. 提出書類

受託者は、次の書類を町が指定する日までに提出しなければならない。

- | | | |
|--------------|---------------|----|
| (1) 委託業務着手届 | (別記第1号様式) | 1部 |
| (2) 業務責任者通知書 | (別記第2号様式) | 1部 |
| (3) 委託業務完了届 | (別記第3号様式) | 1部 |
| (4) 業務完了報告書 | (中間・最終共に自由様式) | 1部 |

受託事業者は、業務が完了したときは、速やかに完了報告書をまとめ、A4判で2部及び電子媒体(DVD等)で1部提出しなければならない。

5 契約に関する条件等

(1) 機密保持

受託者は、本契約中に知り得た情報を他に漏洩してはならない。

(2) 再委託について

ア 受託者は、本契約の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

ただし、予め書面により町の承諾を得た場合にはこの限りではない。

イ 承諾された場合であっても、受託者が負担する義務と同等の義務を当該委託先に負わせるものとする。

6 その他

(1) 本仕様に定めのない事項等

受託者は本業務委託の実施にあたり、不明な点や変更点、本仕様等に定めのない事項が発生したときは、町と協議の上、決定するものとする。

(2) 留意事項

ア 本業務委託に係る書類については、他の業務と混同しないよう区分し保管すること。

イ 関係書類等については本業務委託終了年度から5年間保管すること。

ウ 受託者は、本業務委託に係る会計実地検査が実施される場合には、町に協力しなければならない。

エ 本業務委託に関連し、受託者の故意又は過失等受託者の責により町に損害が生じた場合には、受託者は町に対してその損害を賠償しなければならない。

オ 本業務委託により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は発注者に帰属する。

別記第 1 号様式（仕様書 4 （1）関係）

委託業務着手届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記業務は、令和 年 月 日着手しましたので届け
出ます。

記

1 業 務 名

2 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

3 契約期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで

業務責任者通知書

令和 年 月 日

大熊町長 吉田 淳 殿

受注者 住所
氏名 印

令和 年 月 日付けで契約を締結した下記業務の業務責任者を
定めたので、通知いたします。

記

- 1 委託業務の名称 業務委託
- 2 委託業務の場所 双葉郡大熊町大字大川原字南平 1 7 1 7
- 3 委 託 料 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 4 契 約 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 業 務 責 任 者 株式会社
(役職) (氏名)

別記第2号様式（仕様書4（3）関係）

委託業務完了届

令和 年 月 日

大 熊 町 長 様

受託者 住所
名称
代表者 印

令和 年 月 日付で締結した下記業務は、令和 年 月 日完了しましたので、届け出ます。

記

- 1 業 務 名
- 2 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 3 契約期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで